

平成30年第2回定例会
斑鳩町議会会議録

平成30年6月20日
午前9時40分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(12名)

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 宮崎和彦 | 2番 | 小林誠 |
| 3番 | 中川靖広 | 4番 | 小村尚己 |
| 5番 | 伴吉晴 | 6番 | 平川理恵 |
| 7番 | 嶋田善行 | 8番 | 井上卓也 |
| 10番 | 坂口徹 | 11番 | 濱真理子 |
| 12番 | 木澤正男 | 13番 | 奥村容子 |

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 真弓 啓 係 長 岡田 光代

1, 地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|---------|------|-----------|------|
| 町 長 | 中西和夫 | 副町長 | 乾善亮 |
| 教育長 | 藤原伸宏 | 総務部長 | 加藤恵三 |
| 総務課長 | 仲村佳真 | まちづくり政策課長 | 安藤容子 |
| 財政課長 | 福居哲也 | 税務課長 | 本庄徳光 |
| 住民生活部長 | 植村俊彦 | 住民生活部次長 | 黒崎益範 |
| 福祉子ども課長 | 浦野歩美 | 長寿福祉課長 | 中原潤 |
| 国保医療課長 | 猪川恭弘 | 健康対策課長 | 北典子 |
| 環境対策課長 | 東浦寿也 | 住民課長 | 関口修 |
| 都市建設部長 | 藤川岳志 | 都市建設部次長 | 谷口裕司 |
| 建設農林課長 | 上田俊雄 | 都市整備課長 | 松岡洋右 |
| 会計管理者 | 面卷昭男 | 教委総務課長 | 安藤晴康 |
| 生涯学習課長 | 栗本公生 | 生涯学習課参事 | 平田政彦 |

1, 議事日程

- 日 程 1. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 2. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 3. 総務常任委員長報告について
- 日 程 4. 各常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日 程 5. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程 1. 議案第 37 号 平成 30 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 4 号）
について
- 追加日程 2. 発議第 3 号 拙速な「県立高校適正化実施計画（案）」は見直すことを求める意見書について

1. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時40分 開議)

○議長(伴吉晴君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

よって、これより本会議を再開し、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。

これに従い、議事を進めてまいります。

まず、日程1. 建設水道常任委員長報告についてを議題とし、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。

8番、井上委員長。

○8番(井上卓也君) それでは、建設水道常任委員会委員長報告をさせていただきます。去る6月8日、委員会を開き、継続審査案件、委員会所管に係る事案について報告を受け、審査を行いましたので、その概要について報告いたします。

はじめに、継続審査について。(1)都市基盤整備事業に関することについて、①都市計画道路の整備促進に関することについて、いかるがパークウェイについて、三室・紅葉ヶ丘区間では、施工中の工事も順調に進捗しており、五百井・興留区間でも、用地取得に向けた補償調査、道路計画に係る設計作業等が進められているところであり、事業促進要望活動については、平成30年度政府予算では、いかるがパークウェイ整備にかかる事業予算として8億円が確保され、今後の継続的な事業進捗に向け、去る5月18日に、奈良県県土マネジメント部長及び奈良国道事務所長と町長が面談をされており、いかるがパークウェイ整備促進についての要望をされたところである。また、今月の18日には、近畿地方整備局にて道路部長との面談を予定しており、その後、国土交通省、本省の方に対しましても、事業促進に係る要望活動を行うこととしているとの説明がありました。

委員より、政府予算の8億円の具体的な使い方、三室交差点までの供用開始時期の再確認など、若干の質疑があり、それぞれ理事者より答弁されております。

次に、②JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、前回の委員会以降、特に報告はありませんとのことでした。

以上、継続審査については、一定の審査を行ったということで終わりました。

続いて(2)各課報告事項について ①小吉田交差点の安全対策について。小吉田交差点、いわゆる町道401号線と法隆寺線との交差点における安全対策について、平成26年に、いかるがパークウェイが延伸され、法隆寺線から当該交差点への進入をする

車両が多くなり渋滞等の交通状況を踏まえ、法隆寺線から服部道を東へ向かう路線を優先道路となるように、交差点の南側からの進入と西側からの進入について一時停止となる現在の規制状況でしたが、その後、平成28年11月の建設水道常任委員会において、地元から「優先順位がわかりにくく、直進車の優先が良い」とのご意見があり、町と奈良県警察本部交通部交通規制課及び西和警察署と協議を重ね、平成30年8月上旬を目途に交通規制の変更を予定しており、現在、服部道へ優先道路となっているものが、直線の優先に変わり、今回の規制の変更に伴い、横断歩道部の縁石を低い縁石に取り替える工事や、交差点内の舗装の補修、路面表示の設置、規制変更に伴う周知看板の設置等の工事を行う予定であるとの説明がありました。

委員より、周辺自治会への周知だけではなく、出来るだけ多くの町民全体の、周知方法を検討出来ないか、など質疑があり、それぞれ理事者より答弁されております。

続いて(3)その他について。委員より、法隆寺線の供用開始タイミング、供用開始されてからの、旧服部道の混雑のおそれなど、質疑があり、それぞれ理事者より答弁されております。

以上が、開会中における当委員会に係ります審査の概要と結果であります。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ごらんいただきますようよろしくお願い申し上げます。

これをもって、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 次に、日程2. 厚生常任委員長報告についてを議題とし、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。

6番、平川委員長。

○6番（平川理恵君） それでは、厚生常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る6月11日に全委員出席のもと開催しました厚生常任委員会について、概要をご報告します。

まず、本会議より付託されました2議案については、すべて満場一致で原案通り可決すべきものと決しましたことをご報告いたします。

はじめに、議案第32号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明がありました。マイナンバーによる情報連携の運用が開始されたことに伴い、倒産や解雇などにより国民健康保険に加入する際、保険料が軽減の対象になるということの事実をマイナンバーによる情報連携により把握できる場合、雇用保険受給資格者証の提

示を不要とするよう改正を行うとのことでした。

委員より、対象となる人数や従来の町独自の制度との関連性などについて質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。

次に、議案第34号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について説明がありました。介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、介護保険の自己負担割合等の所得段階の判定基準となる合計所得金額について、税法上に規定されている長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額等を控除して得た額を用いるため改正を行うとのことでした。委員より若干の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。

次に、継続案件であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、平成29年度のごみ排出量の種類別・月別の比較と国や奈良県との比較について説明がありました。平成29年度は、可燃ごみ、不燃ごみ、有害危険ごみのいずれも前年度の排出量を下回り、家庭系廃棄物全体でも前年度の3.8%減となっていることが説明されました。家庭系資源物ではビン類・缶類、ペットボトル、その他プラスチック類で前年度をやや上回ったものの、家庭系資源物全体では前年度を1.7%下回ったとの説明を受ました。

委員より、家庭系の粗大ごみの排出量が増えていることについて、ごみ回収用のボックスの種類の違いについて、ごみ袋の大きさ等について質問があり、一定の審査を行いました。

次に、各課報告事項です。(1) 議案第36号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算について説明がありました。

本委員会に関係するものとして、未就学児の医療費助成における現物給付方式の導入に伴い、システム改修費用として103万7千円、国保連合会の福祉医療システム改修費市町村負担金として13万2千円、児童虐待等対応の迅速化・効率化を図るために、児童家庭相談システムの対象児童等の情報を住民記録データと連携させるためのシステム改修業務委託料として35万7千円、データ連携のためのサーバー利用に伴うクラウドサービス利用料35万円を増額補正するということでした。委員からは一定の質問があり、理事者より答弁がありました。

(2) 斑鳩町介護予防・日常生活支援総合事業の支給割合の改定について報告がありました。地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が公布され、一定以上の所得を有する被保険者への給付割合の改正に伴うもので、当町の介護予防・日常生活支援総合事業のサービスについて、介護給付等と同様に事業費の支給

割合の改定を行い、本人の合計所得金額が160万円以上のうち、220万円以上の者の支給割合を「80/100」から「70/100」に改定するという報告がありました。

委員より、対象となる人数等について質問があり、理事者より一定の答弁がありました。

(3) 病児保育について、5月21日に開催された西和7町の事務担当者会議において、平群町、三郷町、斑鳩町、上牧町、王寺町の5町により、病児保育の実施に向けて、協議を進めていくことが確認されたという報告がありました。委員より、西和7町のうち、参加しない2町との今後の情報交換等について質問があり、理事者より一定の答弁がありました。

また、その他として、要保護児童対策地域協議会について、生活保護のケースワーカーの担当件数等について質問があり、理事者より一定の答弁がありました。

以上が、当委員会に係ります審査の概要と結果であります。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ごらんいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

これで、厚生常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。

○議長（伴吉晴君） 次に、日程3. 総務常任委員長報告についてを議題とし、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。

4番、小村委員長。

○4番（小村尚己君） 去る6月13日、全委員出席のもと総務常任委員会を開催しましたのでその概要を報告します。

まず、本会議より付託を受けました4議案につきましては全て満場一致で原案通り可決すべきものと決しましたことを最初にご報告いたしておきます。

議案第31号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてです。法律改正により生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資に係る固定資産税の特例措置を創設する改正をおこなうものであります。委員より、従前の法律と今回の改正の違い、斑鳩町の固定資産税に対する影響額について等の質疑がされております。

続きまして、議案第33号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてです。

児童福祉法に基づく省令改正に基づき条例改正を行うものであり、支援員の資格の要件の拡大、明確化するものであります。委員より若干の質疑がされました。

続いて議案第35号 平成30年度小型動力ポンプ付積載車の取得についてです。

契約の相手方は株式会社 黒松商会 契約金額については896万4,000円となっています。委員より応札業社が何社あったのか等の質疑がされています。

続きまして、議案36号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)についてです。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,101万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ89億7,084万9,000円とするものであり、資料により説明がなされました。委員より若干の質疑がなされております。

続きまして継続審査案件であります。歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてであります。

斑鳩文化財センターの入館状況について資料により説明がなされました。また、「法隆寺ゆかりの都市文化交流協定」締結1周年を記念し、夏季特別展「法隆寺食封で結ばれた文化交流展－法隆寺がつなぐ各地域の古代の様相－」の展示会の開催を計画している。関連事業として「法隆寺食封 歴史講演会」を計画しているとの報告がされました。また、こども考古学教室の開催について今年度も開催されること。史跡中宮寺跡北側隣接地において道路建設に伴う発掘調査において中宮寺跡の北側を限る堀跡の可能性が報告されております。

次に各課報告事項であります。一つとして平成29年度 町税収納状況について、資料に基づいて報告がなされました。

平成29年度末の滞納額は7,627万7,576円で、前年度、平成28年度決算におけます滞納繰越額8,069万2,410円と比較いたしまして、441万4,834円、5.5%の減となっているとのことです。

二つとして、平成29年度斑鳩町文化振興センター指定管理者事業報告について資料に基づいて報告がなされました。

三つとして平成29年度斑鳩の里観光案内所及び斑鳩町観光自動駐車場指定管理者事業報告について資料に基づき説明されました。

四つとして通学路等における防犯カメラの設置について、昨年度設置した10台に加え今年度はさらに4台設置する予定をしていますが、その4台を含め、今後10台設置すれば町内全体を見たとき、バランスの取れた効果的な配置になるというご意見を西和警察より頂いていることが報告されております。委員より質疑がされております。

五つとして、幼稚園保育料の負担軽減について資料により説明がなされ、子ども子育て支援法施行令等の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について、平成27年3月31日付で通知があり、平成27年度

に、国におきまして市町村民税非課税世帯の公立幼稚園の保育料の限度額が月額 3,000 円、年額 36,000 円に改められ、また、多子計算の算定対象となる範囲を、同時在園であったものが小学校 3 年生まで引き上げられたものであったにも関わらず、当町においては前町長より改正する必要がないとおっしゃられたので改正に係る事務を執ることができずに現在に至っていることが報告され、現行の制度に合わせるための改正を行うこと。また、実施時期に関しては平成 27 年度の町立幼稚園保育料から遡及して適用することを考えていることが報告されました。委員より、国や県からの改善を求める通知がなかったのか。制度の必要性について前町長、教育長は認識していたのか等の質疑がされております。

六つとして職員採用試験の実施について。本年の職員採用試験につきましては、受験者をより確保するとともに、多様な人材を確保する観点から、試験日について、統一試験日を外し約 1 か月前倒しすること、受験可能年齢を 40 歳まで引き上げて実施することとするという報告がなされました。

七つとしてまちあるき拠点の公募型プロポーサルについて募集要項の検討を進めるに際して土地の賃貸期間を 30 年以上 50 年未満に変更する。

八つとしてかかるがホール空調設備更新工事の工事内容の変更について、熱源を現行の重油から電気にするとして 1 億 8,000 万で改修工事を予算要求していましたが、予算上程後も継続して工事手法について検討を続行していたところ、既存の重油タンクを今後 20 年使用した場合、工事費やランニングコストを合わせた予想経費が、電気式で更新する場合の予想経費を下回ると判断し、熱源方式を重油のまま継続することで方針変更を行うこととし、約 6,500 万円の工事費を見込んでいたとのことです。

九つとして商工まつりの開催について。

十として紅葉祭りについて駐車場の確保が難しく周辺からの苦情が多く寄せられること、安全面から今年度は開催しないことを斑鳩町観光協会において決定されたこと。

十一として町有地の売り払いについて。十二として子ども模擬議会について。十三として 3 小学校の体育館及び運動場、南中サブグラウンドの開放について学校体育施設開放事業実施要項では、申請者は、使用しようとする学校の校区に居住する者としていたがより住民の方々に気軽に学校体育施設を使用いただけるよう 9 月 1 日（土）の使用申請分から見直しを行うことの報告がありました。委員より若干の質疑がなされています。

以上が当委員会の概要であります。

詳細につきましては会議録に整理いたしますのでごらんいただきますようよろしくお

願いたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして、表決を行ってまいります。

初めに、議案第31号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号については、満場一致で可決いたされました。

次に、議案第32号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号については、満場一致で可決いたされました。

次に、議案第33号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号については、満場一致で可決いたされました。

次に、議案第34号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号については、満場一致で可決いたされました。

次に、議案第 35 号 平成 30 年度小型動力ポンプ付積載車の取得についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 35 号については、満場一致で可決いたされました。

次に、議案第 36 号 平成 30 年度斑鳩町一般会計補正予算(第 3 号)についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 36 号については、満場一致で可決いたされました。

ここでお諮りいたします。

皆様のお手元に配布いたしております、追加日程 1. 議案第 37 号 平成 30 年度斑鳩町一般会計補正予算(第 4 号)について、追加日程 2. 発議第 3 号 拙速な「県立高校適正化実施計画(案)」は見直すことを求める意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程 1. 議案第 37 号、追加日程 2. 発議第 3 号を日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程 1. 議案第 37 号 平成 30 年度斑鳩町一般会計補正予算(第 4 号)についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 37 号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） それでは、議案第37号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

議案第37号

平成30年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について

標記について、地方自治法第218条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成30年6月20日 提出

斑鳩町長 中西和夫

それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明申しあげます。

本補正予算は、6月13日の総務常任委員会、14日の議会運営委員会におきましてご報告をさせていただいておりますが、平成27年におきまして、新たな子ども・子育て支援制度が創設をされ、4月1日に子ども・子育て支援法が施行されたところがございます。これにあわせて、政令が施行され、この政令のなかで幼稚園保育料に関する規定が設けられ、本町におきましても、この政令を受けて保育料減免を定めています斑鳩町立幼稚園保育料及び入園料徴収条例施行規則の改正を行う必要がありましたが、この改正を行うことができず、結果的に、平成27年度から平成29年度の3年間にわたり、一部の保護者の方から、政令の規定を超える保育料を徴収しておりました。このことから、保育料に係る規則の改正を行い、平成27年度に遡って遡及適用を行い、徴収し過ぎました保育料を返還させていただくものでございます。

また、平成30年度の幼稚園保育料の減免につきまして、歳入予算におきまして減額補正をさせていただくものでございます。

なお、これまで説明させていただいたなかでは、3ヵ年で約1,260万円、単年度平均では約420万円の影響額になると見込んでおりましたが、改めまして、入園申込書に記載された家族構成等を精査するなかで、3ヵ年で1,553万9千円、単年度平均で約518万円の予算計上をさせていただいたものでございます。

議員の皆様方、保護者の皆様方、町民の皆様方には、大変ご心配またご迷惑をおかけいたしました。誠に申し訳ございません。心よりお詫び申しあげます。

今後、適正な事務の執行に全力で取り組んでまいりたいと思いますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

それでは、補正予算書の5ページをお開きいただけますでしょうか。

歳入予算からご説明させていただきます。

はじめに、第13款 使用料及び手数料、第1項 使用料では、第6目 教育使用料で、町立幼稚園保育料の負担軽減措置の平成30年度の適用分としまして、幼稚園入園料8万5千円、幼稚園保育料400万3千円の減額、また、現在の入園児の状況をみるなかで68万6千円の増が見込まれますことから、あわせて幼稚園保育料340万2千円の減額をお願いするものでございます。

続きまして6ページをお開きください。

次に、歳出予算についてでございます。第9款 教育費、第4項 幼稚園費では、第1目 幼稚園費で、町立幼稚園保育料の負担軽減措置の過年度分について、遡及適用することに伴い、超過徴収となった対象者に対して保育料を返還してまいりたいことから、第12節 役務費で、対象者に対する案内文書等の郵送料として、通信運搬費5万9千円の増額、第23節 償還金利子及び割引料で、保育料の超過徴収分の償還金1,553万9千円の増額、また、その償還金に伴います還付加算金32万3千円の増額をそれぞれお願いするものでございます。

なお、この償還金1,553万9千円の内訳でございますが、非課税世帯に係るものとして、平成27年度で対象園児数18人、31万円、平成28年度で対象園児数10人、17万2千円、平成29年度で対象園児数9人、15万5千円、3か年合計では延べ37人、63万7千円でございます。

次に、多子軽減に係るものでございますが、平成27年度で対象園児数137人、560万円、平成28年度で対象園児数123人、474万8千円、平成29年度で対象園児数128人、455万4千円、3か年合計で延べ388人、1,490万2千円でございます。

なお、本目では、平成30年度分の幼稚園保育料の減額に伴う財源振替を、あわせてお願いしておるところでございます。

最後に、第12款 予備費、第1項 予備費では、第1目 予備費で、今回の補正に要する財源として1,932万3千円を充当させていただき補正をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りください。

予算総則を朗読させていただきます。

平成30年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）

平成30年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 340万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 89億6,744万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月20日 提出

斑鳩町長 中西和夫

以上で、議案第37号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）につきましてのご説明とさせていただきます。

何卒ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 説明が終わりましたので、本案に関する質疑をお受けいたします。

3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 委員長報告にもありましたが、前町長の指示でできなかったじゃなくてしなかったということでもいいんですか。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 委員会で申しあげましたとおりですね、この件の改正につきましては、前町長に担当者が相談をさせていただく中で、やらなくてよいというお言葉でございましたので、結果的にはできなかったということでございます。

○議長（伴吉晴君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 保護者の方には速やかに返金するべきものだとは思いますが、預かったもの以外、徴収してはならないもの以外には、還付加算金323,000円、通信運搬費59,000円という予算、住民から預かった大事な税金を使われるということなんですが、この後の、この使った税金の後、その取扱いについて町はどのようにお考えになっているのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） いわゆる還付加算金につきましてはですね、損害賠償請求ということのご質問かというふうに思いますけども、この件につきましては現在町の顧問弁護士とも相談をさせていただきましてですね、この責任の分担といいますか、前町長がすべての責任を負うのかということもございます。そういった点につきましても慎重に今後精査をしながら検討していきたいと、引き続き顧問弁護士ともご相談をさせていただ

きまして、検討していきたいと思っているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 本日の議会運営委員長の開催中の報告にもありましたが、その時にも教育長は顧問弁護士にも相談して今後の取り扱いについてご相談をしたいという答弁、お答えをされているんですが。

（ 「副町長」と呼ぶ者あり ）

○3番（中川靖広君） 副町長がされているんですが、その後顧問弁護士がどのようにお答えになっているのか教えていただけますか。

○議長（伴吉晴君） 乾副町長。

○副町長（乾善亮君） まだ、ただ今協議をさせていただいている、相談をさせていただいているという状況でございますので、まだ今現段階で報告させていただく状況ではないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 協議をしている内容で、顧問弁護士さんはどのようなお考えをもっておられるか、教えていただけますか。

○議長（伴吉晴君） 乾副町長。

○副町長（乾善亮君） 先ほど教育長が答弁をさせていただきましたように、前町長のみ責任となるかどうかという点について、これについては慎重に対応していかなければならないという見解でございますので、今現在相談を継続させていただいているという状況をご理解いただきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 総務常任委員会でも説明をされたように、担当職員が町長の指示を仰ぎに行ったら、しなくてよいとおっしゃったのは前町長ということなんで、前町長の責任ではないのでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 本件につきましてはですね、教育委員会またあるいは町として意思決定していくというものでございます。これにつきましてはですね、当然ながらトップとしての最終的な決裁権をお持ちの方ではございますけども、組織としてやはりこれを現場にですね、教育委員会でございますと教育委員会総務課、そして教育長、そしてまた町長という組織の流れがございます。そうした中で十分な意思決定ができてなかったのではないかと思います。

○議長（伴吉晴君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） しっかりと顧問弁護士とも相談して、大切な住民の方々から預かった税金を無駄に使わないようにしていただくようお願いしておきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 私が思っていたことを中川議員の方で質問いただいたっていうのもあるんですけども、今回のこの件ですね、町の報告によりますと、前町長が法令違反の行為を指示したということになりまして、前代未聞だというふうに思うんです。それについては総務委員会の中でもいろいろ質疑もさせていただきましたけども、やはりですね、今後なぜそのようなことが起こったのかということと、その時何で止められなかったのかという、そのシステムの問題ですね、については、やはり国・県ともですね、相談もって、その時にどういう対処をするべきであったのか、また、そういう状況の下で町はできないような状態に追い込まれたと云ったら変かもしれませんが、置かれていたということに対しては、新たにやはりですね、今後そうならないようなシステムの構築というのが必要だと思われまます。それと、われわれ議会の方もですね、それに対してチェックができてなかったというのは、真摯に反省をして、われわれも何らかの方法ですね、二度とこのようなことが起こらないように検討を進めていきたいというふうに思っています。

お聞かせいただきたいのは、この還付加算金ですね、323,000円ということですけども、これの積算根拠っていうんですかね、これはどういう考え方に基づいてこういう金額になったんですか。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 還付加算金のご質問でございますけども、これにつきましては地方自治法で、第231条の3、その第4項で定めているものでございます。これによりますとですね、この還付加算金等につきましてはですね、地方税の例によりということ記載されておりまして、その地方税法適用を受けてまして、地方税法は第17条の4でございます、その中での法律に基づいた計算となっております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 具体的に言うと何パーセントか教えてもらえますか。

○議長（伴吉晴君） 藤原教育長。

○教育長（藤原伸宏君） 地方税法の付則第3条2ということの中で、その第4項でございますけども、特例基準割合というのが定められております。それによりますと、平成

27年中及び、平成28年中は年1.8%、平成29年中は年1.7%を適用することになっております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今回もともとですね、取りすぎていた分を返還するというのは当然必要なことですし、その分本来でしたらそのお金でもってですね、住民の皆さん活用できる分についてご迷惑をおかけしたということで、加算金が発生するという事について理解し、この補正予算自体反対するものではないんですけども、やはりですね、今後、町として訴訟するかどうかというのは検討されていますけども、やはり前町長もですね、きちっとどこまでの責任があるのかっていうのは追及をしていただきたいというのと、われわれ議会の方もですね、この件についてはやはり議会として何ができるのかということも今後検討していきたいなというふうに、私自身思っておりますので、またですね、改めて、今回補正予算組むにあたってこれまでの経緯だとか、どうするべきであったのかとかということは、今回質問はいたしませんけども、また次の議会ですね、このテーマで取り上げて質問させていただきたいと考えておりますので、そのことだけ申しあげておきたいと思っております。

○議長（伴吉晴君） 他にございませんか、質疑。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） そしたら私の方から。

今、質疑があつて、これは非常の評決に関わる質疑。議員皆さんのお話を聞いていると、やはりこれいち早く返していかな、父兄のもとに金額、取りすぎた分を返していかなあかん、ただ、やはりこの還付加算金に関しては非常に、これ顧問弁護士、確かに顧問弁護士のご意見というのは確かに聞いていかなあかん、法律的なことがあるとは思いますが、そのみの答弁でやはり今後これは具合悪い、ただ今後こういうように思うというようなところ、今現在顧問弁護士ともう少し具体的なその辺の協議あたりも、もし聞かせていただければと思うんですが、私の今思いを持っているんですが、そのあたり答弁できないでしょうか。

乾副町長。

○副町長（乾善亮君） ただ今、先ほども申しあげましたけれども、町の顧問弁護士と相談を継続してやっているという状況の中で、まだ今明確な回答というのは、申し訳ございませんけども、まだ明確な回答というのはできない状況であるということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第 37 号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 37 号については、満場一致で可決いたされました。

次に、追加日程 2. 発議第 3 号 拙速な「県立高校適正化実施計画（案）」は見直すことを求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

12 番、木澤議員。

○12 番（木澤正男君） それでは、発議第 3 号 拙速な「県立高校適正化実施計画（案）」は見直すことを求める意見書について提案説明をさせていただきたいと思いません。

まず、議案書を朗読いたします。

発議第 3 号

拙速な「県立高校適正化実施計画（案）」は

見直すことを求める意見書について

標記について、地方自治法第 112 条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成 30 年 6 月 20 日提出

議 会 議 員

濱 眞理子

木 澤 正 男

それでは、本文の朗読をもちまして、提案説明とさせていただきたいと思いません。

拙速な「県立高校適正化実施計画（案）」は見直すことを求める意見書

県教育委員会が 6 月 8 日に公表した「県立高校適正化実施計画（案）」は、平城高校・登美ヶ丘高校・西の京高校の 3 校を 2 校に再編し、吉野高校と大淀高校の統合、大宇陀高校と榛生昇陽高校の統合など、33 校の県立高校を 30 校に 3 校削減し、あわせて教育内容の改変などをおこなうものです。計画発表直後から県民の中で大きく批判の声が上がり、校名変更の再考を求める運動や、高校の存続を求める署名活動が展開され

ています。

第一に、県民の声に耳を傾けない姿勢への反発です。今年3月に、学校名を伏せたまま意見公募（パブリックコメント）が実施されましたが、92通もの意見が寄せられ、その多くが反対意見でした。しかし、今回の実施計画案を示したあとは意見公募を行わず、6月定例県議会に計画の承認を求め、早ければ9月定例県議会に条例改正をはかるというのです。これはあまりにも、県民不在のやり方ではありませんか。

第二に、県民感情を逆なでする手法への反発です。奈良高校の耐震化は切実な課題ですが、今回の再編成とは異次元の課題です。それを、平城高校の跡地にそのまま奈良高校が入って使用するという手法は、「奈良高校による平城高校『乗っ取り』のような手法」との声が上がり、平城高校関係者はもちろん、奈良高校関係者からも批判の声が上がっています。

第三に、教育内容の改変と合わせて学校名を変更することで、これまで親しまれてきた校名が奪われる事への反発です。登美ヶ丘高校は「（仮称）国際高校」、西の京高校は「（仮称）県立大学附属高校」、高円高校は「（仮称）芸術高校」、奈良朱雀高校は「（仮称）奈良商工高校」など、改変される教育内容を示すあまり、これまで県民が親しんできた校名を奪う内容になっています。

人口の規模が同程度の8県における公立高校の数を比べると、他県が50～60校あるのに対し、本県は37校と断トツに少ないのが実態です。これ以上の学校数削減は、子どもたちから進路選択肢を奪うことに繋がります。

また、再編成と合わせた教育内容の改変により「人材を育成する」という発想は、教育基本法第1条が定める「教育の目的」すなわち人格の完成を目指すという公教育の役割から逸脱するものです。

よって本議会は、県民から大きな批判を受けている「県立高校適正化実施計画（案）」を見直すことを求めます。

以上、地方自治法第99条により、意見書を提出します。

平成30年6月20日

奈良県斑鳩町議会

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伴吉晴君） 発議第3号については、賛否の討論を要するとの申し出があります。

よって、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

13番、奥村議員。

- 13番（奥村容子君） 発議第3号 拙速な「県立高校適正化実施計画（案）」は見直すことを求める意見書に対する反対意見を述べさせていただきます。

少子高齢化やAI・IoTなどの進展、グローバル化の加速など、変化がますます激しくなるこれからの時代を生きる子供たちに、社会の変化に主体的に向き合っ
て関わり合い、自らの可能性を最大限に発揮し、自ら人生を創出していくことが求められています。そこで、奈良県教育委員会では「県立高等学校適正化推進方針～高等学校教育の質向上と再編成のために～」を策定をいたしました。

計画の中には、学校の再編・教育内容の再編成・教育環境の整備など、県民の皆様にご理解を頂かなければならない点もございます。6月8日、県教育長自ら、記者会見において「時代の変化に対応するため、この時期に再編を考えなければならなかった。ダイナミックな計画案となった。説明責任を果たしたい。」と語っておられます。関係者の理解が得られる丁寧な説明が行われることを期待するものであります。よって、本意見書にあるような「実施計画（案）」の見直しに言及する内容については反対をいたします。

以上、拙速な「県立高校適正化実施計画（案）」は見直すことを求める意見書に対し、反対意見とさせていただきます。

議員の皆様には、ご賛同いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（伴吉晴君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

11番、濱議員。

- 11番（濱眞理子君） それでは、発議第3号 拙速な「県立高校適正化実施計画（案）」は見直すことを求める意見書の賛成意見を述べさせていただきます。

奈良県教育委員会の強引な計画案に対して、県下では多くの議会が当町と同様の意見書の提案・審議をおこなっており、また予定をしています。県教委が削減する校名を伏せて実施したパブリックコメントには92通の意見が寄せられましたが、その多くは反対の意見でございました。しかし、県教委は統廃合の校名を発表し、校名の変更予定を示した後には住民からの意見を聞くことをせず、強引に条例改正を行おうとするものでございます。県民の反発は急激に広がり、署名運動へと発展しています。子供の貧困が社会問題となっている今日、比較的軽い経済負担で学べる公立高校は重要な役割を担っております。また、教育内容変革では、進路選択肢を著しく狭めることとなります。変革に合わせてこれまで親しんできた校名を変更することへの反発も広がっております。

学んだ学校、出身校は「母校」と呼ばれます。母の胎内で命を育まれ、生れ出るのと同じように、高校は子供たちの命、心を育てる、身体も人格も格段に発達する場所だから、母校と表されるのではないのでしょうか。将来への可能性を狭めることなく、悔いなく学べる教育環境を整えることは行政の責務でございます。

その他にも、平城高校を無くした後、校舎を改修して奈良高校が移転する、その計画に対して、両校の生徒、保護者、卒業生、そして地域から批判の声も上がっております。

この、県立高校適正化実施計画案を見直すことは多くの県民の願いでございます。

子育て支援の充実を目指しております、この斑鳩町議のみなさんのご賛同をよろしく願います。

以上をもって賛成意見といたします。

○議長（伴吉晴君） これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（伴吉晴君） 起立多数であります。

よって、発議第3号については、賛成多数で可決いたしました。

本決議は、関係機関に送付いたします。

○議長（伴吉晴君） 次に、日程4. 各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査について、よろしく願います。

次に、日程 5. 議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議会運営委員会には、閉会中の審査について、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして、町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

○町長（中西町長君） 平成 30 年第 2 回町議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会には、去る 6 月 1 日の初日に、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてなど、16 議案を提出させていただきました。また、本日、平成 30 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 4 号）について、追加上程させていただきましたところ、議員皆様方には、初日から本日まで終始ご熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても温かいご配慮により原案どおりご承認賜りましたことに対しまして、深く感謝を申しあげますとともに、厚くお礼を申しあげます。

なお、幼稚園保育料の負担軽減策に係る一部適用漏れの問題につきまして、利用者の皆様、そして、町民の皆様にご迷惑を申しあげるとともに、今後、このようなことのないよう、職員と一丸となって、事務の適正な執行に取り組んでまいります。

また、一昨日の大阪府北部を震源とする大地震の発生に伴い、本町では、地震災害警戒体制をとり、対応にあたりましたが、町内におきましては、公共施設で一部損壊被害が生じたものの、幸い人的な被害はございませんでした。

しかしながら、南海トラフを震源とする海溝型地震だけでなく、直下型の内陸型地震の発生の可能性が指摘されていることに加えまして、出水期をまた迎え、大雨や台風による被害も懸念されるところでございます。災害に対する備えにつきまして、万全の体

制で臨んでまいり所存でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議員皆様におかれましては、くれぐれも体をご自愛されますようお祈り申しあげまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうも、ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） これをもって、平成30年第2回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午前10時38分 閉会）